

開催期日 令和4年9月14日

開催場所 生涯学習センター輝ら里 アリーナ3

## 中島村農業委員会議事録

中島村農業委員会

## 中島村農業委員会議事録

### 1. 会議開散会の日時及び場所

開 会 令和4年9月14日 午後1時45分  
閉 会 令和4年9月14日 午後3時21分  
場 所 生涯学習センター輝ら里 アリーナ3

### 2. 会議に提出した議案

議案第 1 号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する  
処分について

議案第 2 号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する  
処分について

議案第 3 号 現況確認証明申請に対する処分について  
～第11号

### 3. 会議を組織する者及び委員の出欠状況

定員12名中・出席者12名・欠席者0名

### 4. 会議に参加した者

中島村農業委員会事務局長 本 間 俊 一

### 5. 会議書記

中島村農業委員会主任主事 萱 森 枝 里 子

### 6. 開 会

事務局長

事務局長をして、令和4年第9回の農業委員会を開催する旨を宣した。

会長（あいさつ）

どうも改めましてこんにちは。第9回中島村農業委員会のご案内を申し上げたところ、皆様方には季節柄大変お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。

9月に入りまして、今日は暖かいですが、水田の方の稲穂ももたれて、だいぶ秋らしい気候になって参りました。これから稲刈りや何やら忙しくなるのかなと思われます。農林水産省の発表ですと、福島県の管内は、作況指数が99から101ということで、平年並みだそうでございます。これから色々忙しくなりますから、どうぞお身体にお気を付けて下さいますようよろしくお願ひいたします。

さて、本日の議事でございますが、第1号から第11号まででございます。慎重にご判断をよろしくお願ひ申し上げまして、大変措辞でございますが挨拶とさせていただきます。本日は誠にご苦勞様でございます。ありがとうございます。

事務局長

議事録署名人の選出からは、議事進行を会長にお願ひする旨を宣した。

議 長

議事に入る前に議事録署名人の選出について、4番鈴木一男農業委員、5番水野谷一男農業委員を指名した。

議 長

議事に入る旨を宣し、議案第1号農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する処分について上程し、事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第1号農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する処分について議案書に従い朗読説明した。

議 長

議案第1号受付番号第2号について、確認担当委員に報告を求めた。

5番大木一男推進委員

議案第1号受付番号第2号につきまして、9月9日に、申請人・●●●●さんに直接お会いして確認したところ、申請内容のとおり間違いございませんでした。また、現地についても9月9日、水野谷委員さんと確認いたしましたが問題はなく、周辺の農地に影響はないものと思われます。以上、報告終わります。

議 長

引き続き農業委員からも報告を求めた。

5番水野谷一男農業委員

議案第1号受付番号第2号につきまして、只今大木推進委員より報告がありました内容については間違いございません。また、大木推進委員と同様に、現地についても9月9日に確認しましたが問題はなく、周辺の農地に影響はないものと思われます。以上、報告終わります。

議 長

確認担当委員より報告があったが、質問等ないか諮ったところ。

———— 異議なしの声多数 ————

議 長

異議なしの声多数であるため採決する旨を宣し、本案件について許可することに異議ないか諮ったところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議 長

異議ないものと認め、議案第1号農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する処分については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議 長

続いて、議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について上程し、事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について議案書に従い朗読説明した。

議長

議案第2号受付番号第5号について、確認担当委員に報告を求めた。

5番大木一男推進委員

議案第2号受付番号第5号につきまして、9月9日に、設定人・●●●●さん、被設定人・●●●●さんに直接お会いして確認したところ、申請内容のとおりに間違いございませんでした。また、現地についても9月9日、水野谷委員さんと確認しましたが問題はなく、周辺の農地に影響はないものと思われま。以上、報告終わります。

議長

引き続き農業委員からも報告を求めた。

5番水野谷一男農業委員

議案第2号受付番号第5号につきまして、只今大木推進委員より報告がありました内容については間違いございません。また、大木推進委員と同様に、現地についても9月9日に確認しましたが問題はなく、周辺の農地に影響はないものと思われま。以上、報告終わります。

議長

確認担当委員より報告があつたが、質問等ないか諮つたところ。

—— 異議なしの声多数 ——

議長

異議なしの声多数であるため採決する旨を宣し、本案件について許可することに異議ないか諮つたところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議長

異議ないものと認め、議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議長

続いて、議案第3号現況確認証明申請に対する処分について上程し、事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第3号現況確認証明申請に対する処分について議案書に従い朗読説明した。

議長

議案第3号受付番号第3号について、確認担当委員に報告を求めた。

## 2 番小室英将推進委員

議案第3号受付番号第3号につきまして、9月9日に、宮本直人委員、小林均委員、私を含めた農業委員・推進委員3名及び事務局の立ち合いで現地確認を行いました。申請地の現況につきましては、一面に草が生え、遊休農地の状態でありましたが、草刈り等行えば再生が可能であり、現地確認の結果、農地であると判断しましたことをご報告いたします。

議 長

引き続き農業委員からも報告を求めた。

## 2 番宮本直人農業委員

議案第3号受付番号第3号につきまして、只今小室推進委員より報告があった内容につきましては間違いございません。また、現地調査に私も同行し、直接現地を見てまいりましたが、小室推進委員と同様、再生可能な農地であると判断いたしましたことをご報告いたします。

議 長

確認担当委員より報告があったが、質問等ないか諮ったところ。

## 2 番宮本直人農業委員

ここは毎年春先に、消防で野火付けをやって年1回はきれいになる。だから木は生えていなくて、草刈りをすれば農地に戻らと思う。

議 長

只今宮本直人委員より説明ありましたが、再生可能であるということですので、その辺を踏まえながらご検討の程よろしくお願ひしたいと思います。

## 3 番天倉光喜農業委員

毎年野火付けしているというが、所有者は田んぼを作る気はないのだろう。

## 2 番宮本直人農業委員

田んぼをやる気はないだろうけれども。もし農地を買い荒らされたら大変なことになる。きちんと利用するのであればいいけれども。

議 長

安易にこの案件を許可するとなったら大変なことになりますよね。我々農業委員会そのものが問われる問題でございますので、この辺も考えながらご審議をしていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

———— 異議なしの声多数 ————

議 長

異議なしの声多数であるため採決する旨を宣し、本案件について証明不可とすることに異議ないか諮ったところ。

———— 全員異議なしの声あり ————

議 長

異議ないものと認め、議案第3号現況確認証明申請に対する処分については、証明不可の旨を宣した。

議 長

続いて、議案第4号現況確認証明申請に対する処分について上程し、事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第4号現況確認証明申請に対する処分について議案書に従い朗読説明した。

議 長

議案第4号受付番号第4号について、確認担当委員に報告を求めた。

2番小室英将推進委員

議案第4号受付番号第4号につきまして、9月9日に、申請人・●●●●さん、宮本直人委員、小林均委員、私を含めた農業委員・推進委員3名及び事務局の立ち合いで現地確認を行いました。申請地の現況につきましては、一面に草が生え、遊休農地の状態でありましたが、草刈り等行えば再生が可能であり、現地確認の結果、農地であると判断しましたことをご報告いたします。

議 長

引き続き農業委員からも報告を求めた。

2番宮本直人農業委員

議案第4号受付番号第4号につきまして、只今小室推進委員より報告があった内容につきましては間違いございません。また、現地調査に私も同行し、直接現地を見てまいりましたが、小室推進委員と同様、再生可能な農地であると判断いたしましたことをご報告いたします。

議 長

確認担当委員より報告があったが、質問等ないか諮ったところ。

議 長

このケースもですね、全く議案第3号と同様だそうでございます。その辺も踏まえながらご判断下さい。

2番宮本直人農業委員

ここは2筆になっているが、1枚の平らな土地になっている。その隣は●●●●君が何件か借りて耕作しているので、●●●●君に作ってもらえるか声をかけようと思っている。先月相談のあった●●●●さんの件は皆知っているでしょうか。

事務局長

只今宮本委員から話がありました、先月総会のその他でお話しした、誰か借りる人はいませんかということで相談があった土地については、松崎の認定農

業者の●●●●さんの方で借りていただけることになりました。そして、今回の申請地のすぐ隣の土地も●●●●さんの方で耕作しておりますので、先週末またま役場の方に、相続の関係で農業委員会の方に来てお話ししたら、今回もし非農地証明が出ないと、仮にそうなった場合は、この場所について作付けはどうするかなんですが、管理の方はやりたいとおっしゃっていました。草を刈らないと下の自分の田んぼにも影響が出てくるそうなので、上の部分の今回の土地も併せて借りてもいいかなというようなお話はされていました。

議 長

これも議案第3号と同じ内容ということでございますがいかがでしょうか。

—— 異議なしの声多数 ——

議 長

異議なしの声多数であるため採決する旨を宣し、本案件について証明不可とすることに異議ないか諮ったところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議 長

異議ないものと認め、議案第4号現況確認証明申請に対する処分については、証明不可の旨を宣した。

議 長

続いて、議案第5号現況確認証明申請に対する処分について上程し、事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第5号現況確認証明申請に対する処分について議案書に従い朗読説明した。

議 長

議案第5号受付番号第5号について、確認担当委員に報告を求めた。

5番大木一男推進委員

議案第5号受付番号第5号につきまして、9月9日に、申請人・●●●●さん、円谷宣芳会長、水野谷一男委員、私を含めた農業委員・推進委員3名及び事務局の立ち合いで現地確認を行いました。申請地の現況につきましては、一面に草が生え、遊休農地の状態でありましたが、草刈り等行えば再生が可能であり、現地確認の結果、農地であると判断しましたことをご報告いたします。

議 長

引き続き農業委員からも報告を求めた。

5番水野谷一男農業委員

議案第5号受付番号第5号につきまして、只今大木推進委員より報告があった内容につきましては間違いございません。また、現地調査に私も同行し、直接現地を見てまいりましたが、大木推進委員と同様、再生可能な農地であると

判断いたしましたことをご報告いたします。

議長

確認担当委員より報告があったが、質問等ないか諮ったところ。

議長

これも議案第4号と同じような状況でございますね。それも踏まえながらご判断お願いいたします。いかがでしょうか。

—— 異議なしの声多数 ——

議長

異議なしの声多数であるため採決する旨を宣し、本案件について証明不可とすることに異議ないか諮ったところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議長

異議ないものと認め、議案第5号現況確認証明申請に対する処分については、証明不可の旨を宣した。

議長

続いて、議案第6号現況確認証明申請に対する処分について上程し、事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第6号現況確認証明申請に対する処分について議案書に従い朗読説明した。

議長

議案第6号受付番号第6号について、確認担当委員に報告を求めた。

5番大木一男推進委員

議案第6号受付番号第6号につきまして、9月9日に、申請人・●●●●さん、円谷宣芳会長、水野谷一男委員、私を含めた農業委員・推進委員3名及び事務局の立ち合いで現地確認を行いました。申請地の現況につきましては、一面に草が生え、遊休農地の状態でありましたが、草刈り等行えば再生が可能であり、現地確認の結果、農地であると判断しましたことをご報告いたします。

議長

引き続き農業委員からも報告を求めた。

5番水野谷一男農業委員

議案第6号受付番号第6号につきまして、只今大木推進委員より報告があった内容につきましては間違いございません。また、現地調査に私も同行し、直接現地を見てまいりましたが、大木推進委員と同様、再生可能な農地であると判断いたしましたことをご報告いたします。

議長

確認担当委員より報告があったが、質問等ないか諮ったところ。

議 長

これも議案第5号と同じような状況でございますので、それも踏まえながらご判断お願いいたします。

———— 異議なしの声多数 ————

議 長

異議なしの声多数であるため採決する旨を宣し、本案件について証明不可とすることに異議ないか諮ったところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議 長

異議ないものと認め、議案第6号現況確認証明申請に対する処分については、証明不可の旨を宣した。

議 長

続いて、議案第7号現況確認証明申請に対する処分について上程し、事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第7号現況確認証明申請に対する処分について議案書に従い朗読説明した。

議 長

議案第7号受付番号第7号について、確認担当委員に報告を求めた。

5番大木一男推進委員

議案第7号受付番号第7号につきまして、9月9日に、申請人・●●●●さん、円谷宣芳会長、水野谷一男委員、私を含めた農業委員・推進委員3名及び事務局の立ち合いで現地確認を行いました。申請地の現況につきましては、一面に草が生え、遊休農地の状態でありましたが、草刈り等行えば再生が可能であり、現地確認の結果、農地であると判断しましたことをご報告いたします。

議 長

引き続き農業委員からも報告を求めた。

5番水野谷一男農業委員

議案第7号受付番号第7号につきまして、只今大木推進委員より報告があった内容につきましては間違いございません。また、現地調査に私も同行し、直接現地を見てまいりましたが、大木推進委員と同様、再生可能な農地であると判断いたしましたことをご報告いたします。

議 長

確認担当委員より報告があったが、質問等ないか諮ったところ。

議 長

これも議案第6号と同様だそうですが、いかがでしょうか。

———— 異議なしの声多数 ————

議 長

異議なしの声多数であるため採決する旨を宣し、本案件について証明不可とすることに異議ないか諮ったところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議 長

異議ないものと認め、議案第7号現況確認証明申請に対する処分については、証明不可の旨を宣した。

議 長

続いて、議案第8号及から議案第10号現況確認証明申請に対する処分については、関連した案件であるため、一括上程としてよいか諮ったところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議 長

議案第8号から議案第10号現況確認証明申請に対する処分について上程し、事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第8号から議案第10号現況確認証明申請に対する処分について議案書に従い朗読説明した。

議 長

議案第8号受付番号第8号から議案第10号受付番号第10号について、確認担当委員に報告を求めた。

5番大木一男推進委員

議案第8号受付番号第8号から議案第10号受付番号第10号につきまして、9月9日に、申請人・●●●●さん、●●●●さん、円谷宣芳会長、水野谷一男委員、私を含めた農業委員・推進委員3名及び事務局の立ち合いで現地確認を行いました。申請地の現況につきましては、一面に草が生え、遊休農地の状態でありましたが、草刈り等行えば再生が可能であり、現地確認の結果、農地であると判断しましたことをご報告いたします。

議 長

引き続き農業委員からも報告を求めた。

5番水野谷一男農業委員

議案第8号受付番号第8号から議案第10号受付番号第10号につきまして、只今大木推進委員より報告があった内容につきましては間違いございません。また、現地調査に私も同行し、直接現地を見てまいりましたが、大木推進委員と同様、再生可能な農地であると判断いたしましたことをご報告いたします。

議 長

確認担当委員より報告があったが、質問等ないか諮ったところ。

議 長

この案件も議案第7号と同様でございますが、皆さんいかがでしょうか。

—— 異議なしの声多数 ——

議 長

異議なしの声多数であるため採決する旨を宣し、本案件について証明不可とすることに異議ないか諮ったところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議 長

異議ないものと認め、議案第8号から議案第10号現況確認証明申請に対する処分については、証明不可の旨を宣した。

議 長

続いて、議案第11号現況確認証明申請に対する処分について上程し、事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第11号現況確認証明申請に対する処分について議案書に従い朗読説明した。

議 長

議案第11号受付番号第11号について、確認担当委員に報告を求めた。

5番大木一男推進委員

議案第11号受付番号第11号につきまして、9月9日に、円谷宣芳会長、水野谷一男委員、私を含めた農業委員・推進委員3名及び事務局の立ち合いで現地確認を行いました。申請地の現況につきましては、一面に草が生え、遊休農地の状態でありましたが、草刈り等行えば再生が可能であり、現地確認の結果、農地であると判断しましたことをご報告いたします。

議 長

引き続き農業委員からも報告を求めた。

5番水野谷一男農業委員

議案第11号受付番号第11号につきまして、只今大木推進委員より報告があった内容につきましては間違いございません。また、現地調査に私も同行し、直接現地を見てまいりましたが、大木推進委員と同様、再生可能な農地であると判断いたしましたことをご報告いたします。

議 長

確認担当委員より報告があったが、質問等ないか諮ったところ。

—— 異議なしの声多数 ——

議 長

異議なしの声多数であるため採決する旨を宣し、本案件について証明不可とすることに異議ないか諮ったところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議 長

異議ないものと認め、議案第11号現況確認証明申請に対する処分については、証明不可の旨を宣した。

議 長

以上をもって、全議案審議終了の旨を宣した。

事務局長

その他に入る旨を宣し、事務局より説明。

一点目 「本県農業の発展に向けた要請」に関する組織検討について

二点目 次回の農業委員会総会は、10月14日（金）に生涯学習センター輝ら里で行う。

事務局長

以上をもって、閉会する旨を宣した。

閉 会 の 日 時  
令和4年9月14日 午後3時21分